

岡山市新庁舎周辺施設整備事業

入札説明書等に関する質問回答書

(整理No2,31,32,34)

令和7年11月26日

岡山市

(1) 入札説明書に関する質問への回答

整理No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
2	6	第3	1	(1)	ア		入札参加者の構成等	長期のプロジェクトとなるため、入札参加表明書提出以降に構成員の変更、出資比率の変更が発生する可能性があります。変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	入札期間中の構成員の変更について、入札説明書 第3/1/(1)/ク のとおり、入札参加表明書提出以降は原則として認めません。ただし、構成員の倒産等やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとします。 なお、入札書提出期限の2日前（休日を除く）からは、構成員の変更を原則認めません。 構成員の出資の割合（以下「出資割合」という。）の変更は、原則認めません。入札参加表明に当たって求める、特定建設工事共同企業体協定書（以下「協定書」という。）には、出資割合の記載を求めることがあります。出資割合は、改善技術提案書の提出と同時に提出する変更の協定書へ記載を求めることがあります。これに伴い、協定書の様式及び提出方法を変更しますので、後述の整理No31の回答をご覧ください。

(4) 様式集に関する質問への回答

整理No	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
31	2-13						特定建設工事共同企業体協定書	本書式は建設工事のみを想定した共同企業体協定書式と思われます。本件はD B方式での出件です。本書式は設計業務を実施する際に、適さない協定書と思われますが、別書式はないのでしょうか。	入札公告時にお示しした「様式2-13」は使用しないこととします。 この「入札説明書等に関する質問回答書（令和7年11月26日）」とあわせて本事業のホームページで公表する、追加資料3「様式2-13-1」と追加資料4「様式2-13-2」に示す協定書を使用してください。 「様式2-13-1」は、入札説明書 第4/1/(4) に示す、入札参加表明書の提出にあわせて提出してください。提出方法、受付期間、提出先は入札説明書 第4/1/(4)/イ～エ のとおりです。なお、入札参加表明書の受付期間は、令和7年11月18日（火）に本事業のホームページでお知らせしているとおり、令和7年12月17日（水）まで延長します。 「様式2-13-2」は、入札説明書 第4/1/(14)/ア/(イ)～(エ) に示す、提出方法、受付期間、提出先に準じて提出してください。「様式2-13-2」を郵送又は託送で提出する場合、改善技術提案書と同封することも可能です。なお、様式2-13-2については、第8条第1項のみの記載となっています。第8条第1項以外を変更することは認めません。 また、協定書の様式の変更に伴い、建設工事請負契約書（案）は、この「入札説明書等に関する質問回答書（令和7年11月26日）」とあわせて本事業のホームページで公表する、追加資料5に変更します。
32	2-13						特定建設工事共同企業体協定書	本書式は建設工事のみを想定した共同企業体協定書式と思われます。国土交通省発信の監理技術者運用マニュアルにおいては、すべての構成員が施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に配置し、共同企業体の体制を確保するものとされています。現状の協定書案では設計企業も主任技術者を選任することとなり不都合が生じてしまうと考えられますので、本書式は設計業務を実施する際に、適さない協定書と思われます。別書式はないのでしょうか。	協定書の様式及び提出方法を変更しますので、整理No31の回答をご覧ください。 なお、入札説明書【用語の定義】/へにおいて、設計企業は、設計業務、工事監理業務を行う者と定義しているため、主任技術者の配置は不要です。ただし、入札説明書 第3/1/(3)/ア/(エ) に示すとおり、「管理技術者（設計）」、「照査技術者」及び「管理技術者（工事監理）」の配置は必要です。
34	2-13						特定建設工事共同企業体協定書	特定建設工事共同企業体協定書について、建設会社と設計事務所がJVを組成する場合、現在のところ提案金額の内、設計業務に係る価格、各所掌の工事金額が不明な為、出資比率を記載することができません。本書式の出資比率を記載せずに提出することは可能でしょうか。	入札参加表明に当たって求める協定書には、出資割合の記載を求めることがあります。出資割合は、改善技術提案書の提出と同時に提出する変更の協定書へ記載を求めることがあります。これに伴い、協定書の様式及び提出方法を変更しますので、整理No31の回答をご覧ください。